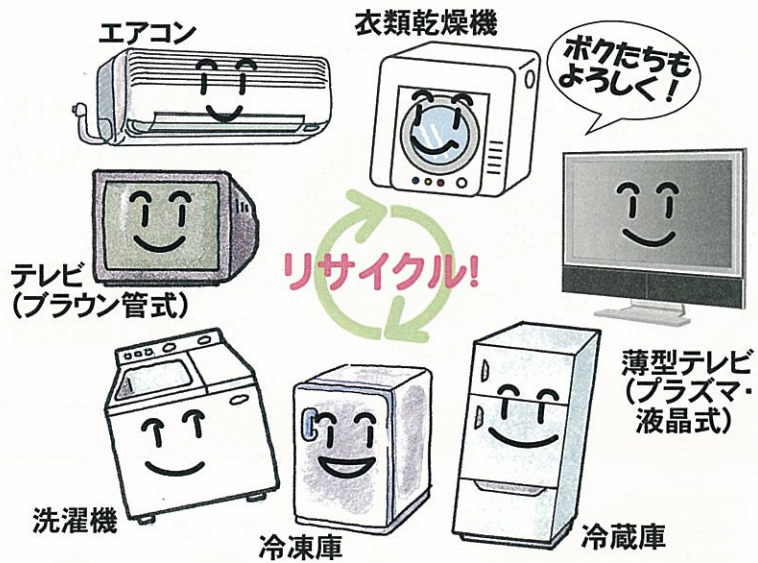


# 家電6品目と消火器の処理について

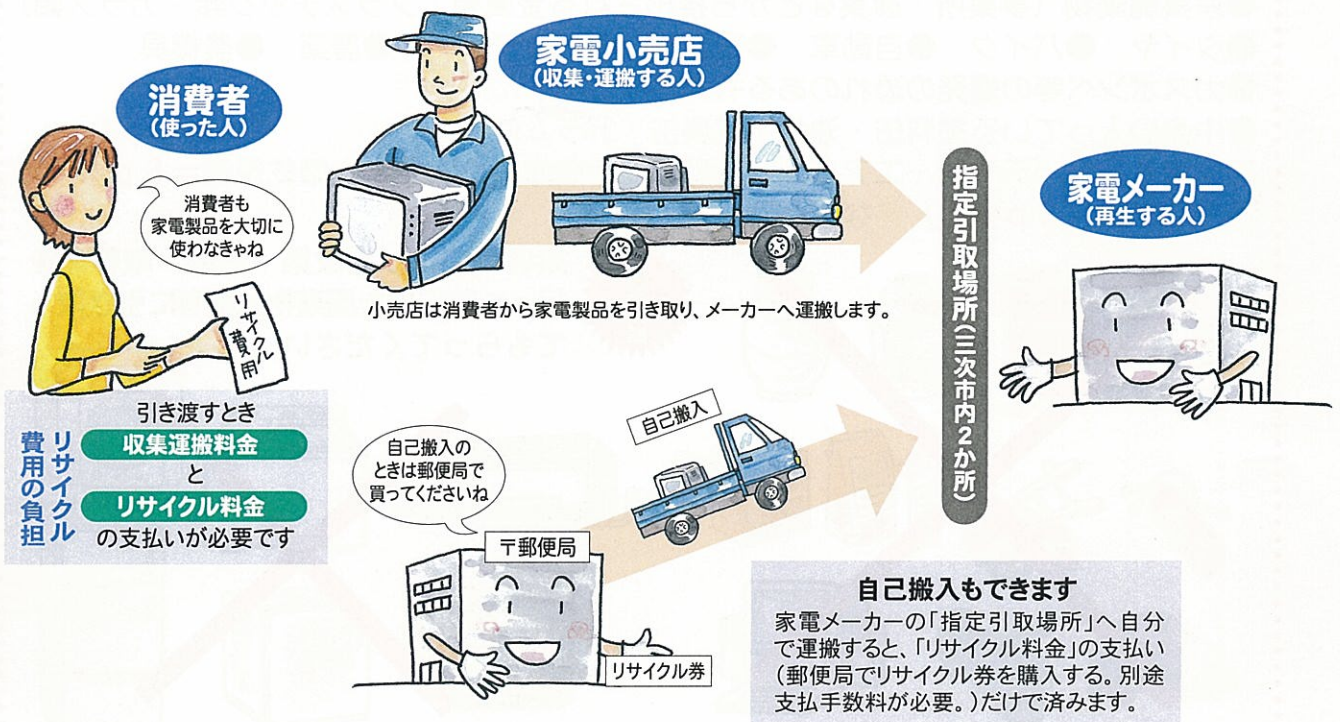
わたしたちは、  
もう、粗大ごみでは  
ありません!!  
ぼくたちを  
ごみ集積所へ出すと  
「不法投棄」になるぞ!!



この法律の施行に伴い、2009年(平成21年)4月からは、家電6品目をごみ集積所(ステーション)へ出すことができなくなりました。集積所へ出すと「不法投棄」(不法投棄をした場合の罰則はP55をご覧ください)となります。

## 家電6品目がいらなくなったら

- 1 廃棄しようとする製品を購入した小売店(電気店など)、または新しい同種の製品を購入しようとする小売店に、引き取りを依頼します。原則として、小売店には引き取りの義務があります。  
(※小売店に引取義務の生じない場合もあります。そのような製品で、指定引取場所へ自己搬入もできない場合は、三次市環境政策課業務管理係 ☎0824-66-3449へ連絡してください。)
- 2 リサイクル費用(収集運搬料金及びリサイクル料金)を小売店に支払い、管理票(家電リサイクル券)の写しをもらって保管します。





## 各メーカーの指定引取場所

※自己搬入する場合は、事前に郵便局でリサイクル料金の支払いが必要です。

<b>指定引取場所</b> ※全てのメーカーの引取りが可能です。	岡山県貨物(株) 三次工業団地内 TEL62-1273
	西濃運輸(株) 三次文化会館北 TEL62-4415

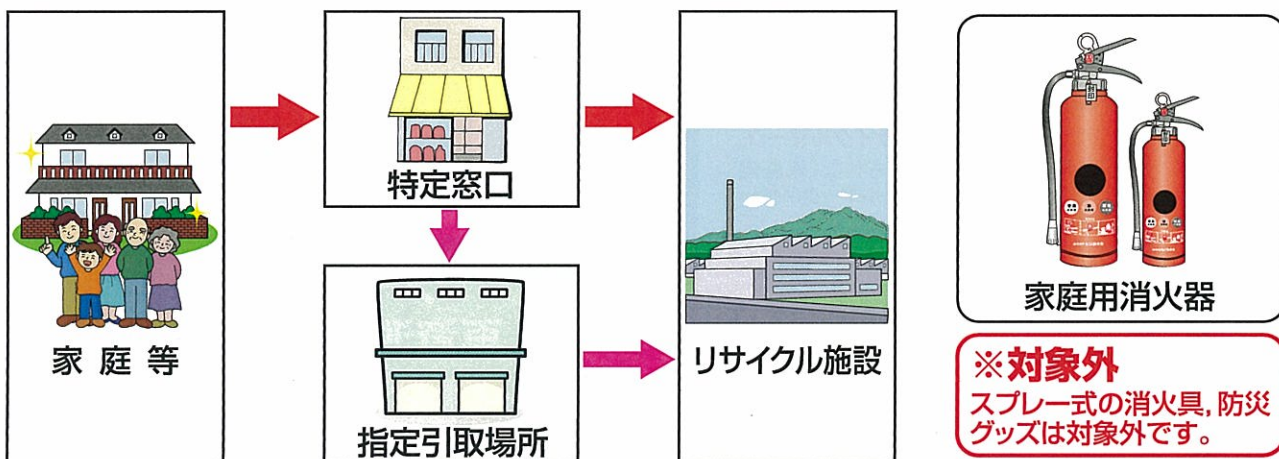
		エアコン	テレビ(ブラウン管・プラズマ・液晶式)	冷蔵庫	衣類乾燥機	洗濯機	冷凍庫			
		15V型以下	16V型以上	170ℓ以下	170ℓ以上		170ℓ以下	170ℓ以上		
<b>収集運搬料 金</b>	小売店が、家電メーカーの「指定引取場所」へ引き渡すまでの費用。客先引取費用、保管費用、運搬費用など	金額については、あらかじめ小売店が公表（店頭表示）することになっています。								
<b>リサイクル料 金</b>	家電メーカーが、対象家電製品を再商品化するために必要な費用。大手家電メーカー7社の現時点の公表金額	1,404円 (税抜1,300円)	1,836円 (税抜1,700円)	2,916円 (税抜2,700円)	3,672円 (税抜3,400円)	4,644円 (税抜4,300円)	2,484円 (税抜2,300円)	2,484円 (税抜2,300円)	3,672円 (税抜3,400円)	4,644円 (税抜4,300円)

## 消火器がいらなくなったら

### 2010年1月1日スタート 廃消火器リサイクルシステム

リサイクル料金等が必要です。

## まず、特定窓口にご相談ください。



<b>特定窓口</b>	(有)三次防災 三次市十日市東3-12-1	TEL62-0331
	(有)谷川石油 三次市三和町上壘2619-2	TEL52-2131
	(株)三次クミアイ燃料 三次市粟屋町2512番地の6	TEL62-8521